

中世前期日本語に見られる 中止法的な「用言-ガ」の位置づけ

鈴木 浩

日本語コミュニケーション学科非常勤講師

1. 論点
2. 基盤—「用言-ガ+用言」属格型について—
3. 変化—「用言-ガ」部分の中止法化—
4. 結論

1. 論点

説話集や軍記物語など、中世前期（院政・鎌倉期）口頭語を反映すると見られる文献を読んでいると、次のような表現に時折出くわす。

- (1) いまはむかし、あてなる男の、いみじうすきずきしかりけるが、よろづの所の、心ぼそげにあはれなるを、みありきけるなかに、ちるさき家の、あやしげなるが、さすがに、うちなど、したゝかにつくりてゐたる人有けり（古本説話集、岩波文庫 p.26）
- (2) 白河院御時 天下ニ殺生ヲ禁断セラレテ ヲノヅカラヲカス者アレバ オモキトガニアタルコトアリケリ ソノコロ或山寺ノ僧 母ノ年タケテ世間マヅシクテ モノモクハズワヅラヒケルガ 魚ナドナキホカハ エ物モクワヌクセナンアリケル 世間ニウリモカハヌコトナレバ イカニスベシトモオボエズ…（俊海本沙石集、巻七、或僧為母捕魚事 古典文庫 pp.120～121）
- (3) 其比、又内侍督ノ方ニ奉公シテ、小川ノ殿トテ、品イ（ヤ）シカラヌ女房ノ齡廿ノ数ニ不入ガ、容顔美麗ニシテ、色兒人ニ勝レ、心ノ色モ情モ深カリケリ。サレバ見人思ヲ懸、…（延慶本平家物語、第三、本、北原保雄・小川栄一『延慶本平家物語』上巻 p.582）

下線を施した部分は、形の上では、用言を中心とするまとまりに-ガがついている。中世前期では、このような形になる-ガがどんな文法形態であるかについては、さしあたってふたつの説明が

考えられる。

①主格を示す格助辞。

②接続助辞。

本稿で取り上げる中止法的な「用言-ガ」とは、上に掲げた例のように、-ガの前後が累加的な意味関係になるものである。主格で解釈すると、(1)があてはまらない。接続助辞で解釈してもしっくりしない。この時期に見られる-ガ接続節は、稿者の調査では、a) 前提情報（前置き・挿入）を供給する b) 継起的な事態の連続をあらわす c) 逆接関係をあらわす というのが主な用法であり⁽¹⁾、そのどれとも意味関係が異なるからである。主格・接続以外の理解の可能性を考える余地がある。

本稿は、この-ガが属格助辞と考えられることを示し、これらの例はそれが中止法的な表現に変化したものとして理解すべきものであることを説く。

2. 基盤 — 「用言-ガ+用言」属格型について —

変化の前提となる基本類型から捉えてゆこう。

上掲の諸例は、用言を中心とするまとまり同士の間助辞-ガが介在している。この形を「用言-ガ+用言」と表記する。この「用言」には、そのまま用言として用いられているものと、準体言として名詞化しているものがある。ここではその区別を問わずにひとまず扱う必要があるため、用言として使われていても、準体言として使われていても、一括して「用言を中心としたまとまり」と呼ぶ。またさらに簡略化して単に「用言」とも呼ぶ。「用言-ガ+用言」も、この意味での「用言」である。稿中、説明の便宜をはかって「用言1-ガ+用言2」とも表記する。「用言1」は-ガの直前の用言（を中心としたまとまり）をさし、「用言2」は-ガに後続する用言（を中心としたまとまり）をさす。

「用言-ガ+用言」には、平安初期訓点資料では属格型・主格型ふたつの類型が見られ、平安初・中期以降に成立した和文作品（ただし、後年の書写本による）から対象型という類型が加わる。平安後期にはこれらの中から接続助辞の-ガが発生してくるのだが、本稿ではその問題には立ち入らない。

上の三種を区別する根拠はそれぞれの統語構造の異なりにある。

2. 1 (主格型の基本的特徴)

(4) 又若人^(もし)(い) 善業の力弱(き)を以(ち)て所作(の)少罪を、亦地獄(と)為。人身の中に火力微少ナルが消(し)難キ食(を)得て、則(ち)消こと能(は)不^ぬが如く。(成実論天長点、卷十一、鈴木一男氏解説文 p.13 下)

(5) もし受領のこどものすきずきしきが、頭の君におちきこえて、やがて《夕顔ノ遺児ヲ》ゐて下りにけるにや……(源氏物語・夕顔、小学館全集第一巻 p.267)

もっとも解りやすい主格型から説明すれば、主格型の「用言1-ガ+用言2」とは、用言2が動

作や存在をあらわして、用言1 (-ガ) がその主体 (動作主・存在者) になるものである。従って、用言1は「もの」または「ひと」の意味になり、準体言 (連体形の形で名詞化した用言) になる。その準体言のあとについた-ガは、主格を標示する格助辞である。上の(5)例で言えば、「受領のこどもの、色好みなのが (頭中将をおそれて、遺児を連れ去った)」のようになり、用言1は「受領のこども」がどんな「受領のこども」であるかを言っていて、そこまでが主格になっている。

2. 2 (対象型の基本的特徴)

- (6) 《男ガ》よろづのおもふことをかきてあるを この女見て「おもひのぼれるこ(い)ろをもたりけるがめざましうおそろしうもあるかな」とはおもひつれど… (平中物語、8ウ)
- (7) 《帝、桐壺更衣へ三位ヲ追贈》女御とだに言はせずなりぬるが、あかづくちをしう思さるれば、いまひときざみの位をだにと、贈らせたまふなりけり。(源氏・桐壺、小学館全集第一巻 p.101)

対象型は用言2が感情形容詞・知覚動詞など、内面的なはたらきをあらわすものであり、用言1 (-ガ) は知覚されることがらになる。この用言1も名詞資格で準体言なのだが、「こと」の意味になる点で主格型とは異質である (個々の例によっては、「さま」の意味の場合もある。抽象化して「こと」と一括する)。感情や知覚の対象であるところを捉えて対象型と呼ぶ。用言1のあと-ガは、対象を示している。日本語の主格助辞には対象を示す用い方もあると考えて、これも主格標示の格助辞とする。上の(7)例で言えば、桐壺を更衣の身分のままにして「女御とも呼ばせずにしたことが」かえすがえすも心残りだと「帝」が思うのである。

2. 3 (属格型の基本的特徴)

- (8) 「《転輪王》彼の諸の大衆に問て、『顔^(も)シ法師の名は宝積といふが功德成就して衆生を化する有りや。』といひキ。」(西大寺本金光明最勝王経古点、春日氏解説文 p.164)
- (9) むめのをりえだ、てふ、鳥、飛びちがひ、唐めいたる白き小うちきに、濃きがつややかなる重ねて、《源氏ガ》明石の御方に、思ひやりけ高きを、上《=紫》はめざましと見たまふ。(源氏物語・玉鬘、小学館全集第三巻 p.130)

主格型も対象型も、用言1-ガに対して用言2は述語としてつながる。これに対し、属格型とここで規定するもの⁽²⁾は、用言1-ガに対する用言2のつながりが述語としてでないところに決定的な特徴がある。上の(8)例から説明すると、この質問の文は、「法師」がいるか否かを尋ねているのだが、どんな「法師」でもよいわけではなく、「名を宝積という」法師であり、かつ、「功德が成就していて、衆生を教化する」法師、そういう法師はいるか、と聞いている。つまり、用言1も用言2も、ともに「もの」「ひと」の準体言なのである。用言1・2とも同じ名詞を規定する (どんな「法師」かを言う) ものであり、結局、属格型の「用言1-ガ+用言2」は、それ全体でひとつの名詞なみのまとまりをつくる。このため、用言2が述語として用言1-ガの部分とつながるこ

とがないのである。この用言1のあとの-ガは、主格標示をしているとは認めがたい。名詞的なまとまりを結びつける点から、古代日本語の格助辞-ガのもつもうひとつの働き、属格標示であると捉え、それにもとづいてこの「用言-ガ+用言」を属格型と呼ぶ。

属格型は、ある名詞に対する、ふたつ以上の特徴づけをいっぺんにおこなうところに特徴がある。ひとつの名詞に対して詳細な規定をおこなうわけである。このため、ある人物・事物についてまとまった説明を行う文や、その場に現れた人やものを描写する文などで用いられる。(9)例で言えば、贈り物の衣について、それが「濃き」、かつ、「艶やかなる」ものであり、そういう衣を小桂に重ね着している、というのである。

鎌倉期の文献になるが、このような特徴の見て取れる、珍しい例がある。

(10) …獄ノツカサ 虚空ニ物ノ、ナリケレハ 出見ハ

金(色)僧 光ヲ放ルカ長丈六ナル僧 空ヨリ飛来テ…

(打聞集 1ウ~2オ=図版〔付記〕)

【参考】獄の司、空に物のなりければ、いでゝみるに、金の色したる

僧の、光をはなちたるが、大さ丈六なる、空より飛来りて…

(宇治拾遺物語、第一九五話、岩波新大系 p.391)

「金色なる僧」が空を飛んでやってきたのだが、それは「光を放つ」ものであり、かつ、「身のたけが一丈六尺である」もの、そういう「金色なる僧」が飛んできたのである。-ガを介した用言1と2とがどんな「僧」かを言うために用いられていることが、「僧」をいったん用言2のあとへ付けていることから見て取れる。とともに、そのように重ねて名詞を出すべきではなく、用言2のところは無名詞(準体言)の形にすべきことが、「僧」の抹消から伺われる(→図版)。【参考】として掲げた宇治拾遺物語の該当部分は、典型的な属格型である。

3. 変化 — 「用言-ガ」部分の中止法化 —

2節では、属格型という類型が「用言-ガ+用言」という形式において認定できることを主張し、ついで、それがどんな意味を形成するかについて述べた。-ガを介した前後が名詞的なまとまりとして括りあげられる点から属格としての把握をしたのであった。しかし、意味面では属格型の特徴をもちながら、形式面で属格型の特徴をもたなくなった例が、中世前期に存在する。

3. 1 (用言2部分の述語化)

(11) 《中将ノ君》ちひさき家まうけたりけり 三条わたりに、ざればみたるが、まだ造りさしたる所なれば、はかばかしきしつらひもせでなんありける (源氏・東屋、小学館全集第六巻 p.70)

これは、用言1（「ざればみたる」）はもとより、用言2（「（まだ～なれば）ばかばかしき～ありける」）も、意味から考えて、ひとつの「もの」（「小さき家」）についての特徴を述べている。また、文脈の流れから見ても、「小さき家」に関するまとまった説明を行う中で用いられている。これは属格型のそなえていた使われ方である。その一方で、用言1-ガに後続する用言2は、はっきりと名詞的なまとまりになってはいない。これらの点から、(11)を属格型の変化したものと考える。

ここに認められる変化は、用言2の述語化である。この例のように、後続部分が名詞的にまとまらなくなっている例が、説話・軍記でその後も認められる⁽³⁾。それが冒頭で掲出した(1)～(3)である。

3. 2（用言1-ガ部分の中止法化）

用言2部分の述語化にともなって、用言1-ガ部分にも変化が生じる。用言1-ガの-ガについて、これを属格助辞と認めることを先に述べた。これは、用言1と後続の用言2がともに名詞的まとまり（準体言）であることが根拠であった。この用言2が名詞的まとまりでなくなると、用言1-ガの-ガは名詞の連結という属格本来の機能を果たさなくなる。後続へつづいてゆく形でありつつ、つづく用言2の内容は用言1-ガ部分と同じひとつの名詞に対する属性規定や説明になるため、用言1-ガは属性規定や説明をいったん中断する言い方になる。(11)例で言えば、「ざればみたるが」は、「しゃれた感じであって」のようなつながりかたになるのである（ただし、-テ節と-ガ節とは、テンス形態が出せるか否かで異なるため、この訳は擬似解釈にすぎない）。ここから、この用言1-ガの変化を中止法化と考える。

3. 3（変化の要因）

用言2の述語化と、それにとまなう用言1-ガの中止法化とがなぜ起きたかについては、その要因として属格型の不安定さが二点挙げられる。ひとつは、属格型それ自体のもつ不安定さ、もうひとつは、-ガ接続節の発生によってもたらされた不安定さである。

属格型は、属格でありながら後続が形態論レベルでの名詞ではなく、準体言（用言）である。加えて、そもそも用例が少ない。これらのことから、属格型は古代語においても周辺的な存在であったと位置づけることができる。言語形式の面からも、使用量の点からも、支えがすくないというありかたをしていたのが属格型であり、そのこと自体に、ほかの優位な形式があれば、それによって再解釈される弱さがもたらされたであろうことが、変化の要因のひとつとして指摘できる。

さらに、平安時代後期以降、接続節としての「用言-ガ」（-ガ接続節）が発生し、院政期から鎌倉期を通じて、その使用量は増大してゆく⁽⁴⁾。-ガ接続節にとって、後続する用言は、もちろん述語である。-ガ接続節が多用されてゆくなかで、もともと不安定な存在だった属格型「用言-ガ+用言」は、その影響を受けやすかったであろう。これが変化の要因のもうひとつである。

3. 4 (-ノにみられる属格形態の変化)

属格形態を付加した統語要素が中止法化する事例として、参考になる現象がある⁽⁶⁾。

○…女御の君《=明石姫》は、《女三ノ宮ト》同じやうなる御なまめき姿の、いますこしにほひ加はりて、もてなしけはひ心にくく、よしあるさましたまひて、よく咲きこぼれたる藤の花の、夏にかかりてかたはらに並ぶ花なきあさぼらけの心地ぞし給へる（源氏・若菜下、小学館全集第四巻 p.183）

○…内侍は、ねびたれど、いたくよしばみなよびたる人の、さきざきもかやうにて心動かすをりをりありければ、ならひて、いみじく心あわたたしきにも…つとひかへたり（同・紅葉賀、同第一巻 p.413）

「紅葉賀」の例に対して、小学館日本古典全集は「色っぽい女で」という訳を与えている。これは中止法（名詞述語での）としての解釈である。「内侍は」という提題があることによって、「～人の」の部分は、「人」かどうかを判断するのではなく、「内侍」の属性を規定するものになっている。「若菜下」の例でも、「女御の君は」と「御なまめき姿の」の部分とには、名詞文としての主述対応を認め得るつながりができている。これを属格形態の用法上の変化として、上掲の-ガでの現象と連続的に理解することができる。属格は、名詞(的な統語要素)を名詞(的な統語要素)へ連結してゆく形であるが、その属格形の名詞が属性的意味で用いられるとともに、後続にそれをうける名詞をもたない場合、中止法述語の性格を示すようになると思われる。

4. 結論

本稿は、-ガの前後が累加的な意味関係になる(1)～(3)のような例が、属格型を基本認識に据えることでよく理解できるものであることを主張するのが目的であった。では、これによってどんな理解が成り立つか。

(1=再掲) ちるさき家の、あやしげなるが、さすがに、うちなど、したゝかにつくりてゐたる人有り（古本説話集）

「さすがに～つくりて」の部分が、述語化した用言²である。属格型ならここが準体言になって、名詞的なまとまりを形成するわけだから、

(1') [ちるさき家のあやしげなるが さすがにうちなど したゝかにつくりたる]にゐたる人有りけり。

が変化したものと理解すればよい。〔 〕全体がひとつの名詞的まとまりである。(2)(3)については、用言²で文が終止しているので、文末に述語を補充することになる。(3)は、

(3') 其比、又内侍督ノ方ニ奉公シテ、小川ノ殿トテ、〔品イ(ヤ)シカラヌ女房ノ齡廿ノ数ニ不入ガ、

容顔美麗ニシテ、色兒人ニ勝レ、心ノ色モ情モ深カリケル]、ありけり。

が変化したものと理解することができる。(2)は簡単な言い換えや補充がしにくい、考え方として、主格や接続でなく、属格型による二重の特徴づけを背後に置くことはできる。

念を入れて言えば、このように言い換えたり補ったりした形に戻して中世語を解釈すべきだと言いたいのではない。特徴のつかみにくい例については、なにかの類型を基準にして、その理解を形成することになる。その類型として、(1)～(3)のような例に対しては、主格型や接続節でなく、属格型を基準とすべきだというのが本稿の主張である。

注

- (1) それぞれの例は以下の通り。この時期の接続助辞-ガを逆接中心に捉えるのは事実にはそぐわない。また、複数の特徴を兼ねるものもある（継起関係で逆接的な展開をするなど）；
- a) 前提…冷泉大納言隆房卿、未中将ニテ御シケルガ、彼女房《=小川の殿》ヲ見テシヨリ、心ヲ移シ給テ、艶書ヲ遣シケレドモ、取モ入給ワズ。(延慶本平家、第三、本、北原保雄・小川栄一『延慶本平家物語』上巻 p.582)
- b) 継起…《義経》「鎌倉右兵衛頼朝ガ舎弟、九郎義経ト申者コソ参テ候ヘ。見参ニ入サセ給ヘ」ト申ケレバ、業忠余ノウレシサニ、築垣ヨリ^(いそ)念ギ下ケルガ、腰ヲゾツキ損ジタリケル。(同第五、本、同下巻 p.211)
- c) 逆接…《木曾義仲→今井兼平》「去年栗柄ガ谷ヲ落シテヨリ以降、敵ニ後ヲミセズ。兵衛佐ノ思ワム事モアリ、都ニテ九郎ト打死セムト思ツルガ、汝ト一所ニテトモカウモ成ナムト思テ、是マデキツル也」(同 p.215)
- (2) 「用言-ガ+用言」属格型という類型の存在は、寺田泰政氏によって論証されている(寺田 1958)。寺田氏はこの論のなかで、用言（連体形）を連結してひとつの名詞的なまとまりを形成する-ガについて、「同格的用法の『が』」と名付け、そこに用いられる-ガという形態は、「連体格助詞」であると述べている。用語こそ異なるものの、基本的な理解はここに言う属格型と同じであり、本稿は寺田説を追認しているにすぎない。
- (3) 院政～鎌倉期に入ると、このような用言 2 の述語化例が、名詞的まとまりになる属格型の例と、少数ではあるが拮抗して見られるようになる。下に数値を掲げておく。但し「用言-ガ+用言」は外形から判断できるが、その型（属格型・主格型、また、接続節の例など）の判定は稿者の主観で行っているため、数値による単純化には危険な面もある。大体の傾向を示すに過ぎない。

	属格型例	述語化（中止法化）例	「用言-ガ+用言」全例**
鈴鹿本今昔	1 0	0	1 0 2
古本説話集	4	2	3 5
打聞集	2	0	7
俊海本沙石集*	0	1	2 6
延慶本平家	1 1	5	5 0 5

(注) *巻一・七の二巻のみ。**主格型・対象型・接続節等、すべてを含めた数値。

※属格型も中止法化例もない文献：法華百座聞書抄、明恵上人行状（仮名行状）、却癡忘記、光言句義釈聴集記、三教指帰注。

(1)~(3)の例以外の、中止法的な「用言-ガ」の例を掲げておく。

・古本説話集の例

「とし三十ばかりのをのこの、ひげくろきが、あやいがさきたるが、ふしくろなるやなぐひ、かはまきたるゆみもちて、こんのあをきたるが、なつげのむかばき、しらたびはきて、あしげのむまののりてなんくべき。……」(p.158。「むまのに」ママ)

下線部は「髭黒きが、綾蘭笠きたる」と、「のをこの」の外見に対する説明を重ねているところが属格型の特徴を示している。ただしこの例では、そのあとにも外見に対する説明が連なっている。下線部以外の二箇所の「用言-ガ」については明確な判断を下しがたい。-ガ接続節形成期に見られる過渡的な例と稿者は考えている。

・延慶本平家物語の例

(イ) 競ハ生年三十四、長七尺バカリナル男ノ白ク清ゲナルガ、褐衣ノ鎧直垂ニ、小桜ヲ黄ニ反シタル大荒目ノ鎧ノ、裾金物打タルニ、豹ノ皮ノ尻鞆ノ大刀帯テ、黒ツ羽ノ征矢ノ角筈入タル廿四指タル、頭高二負成テ、塗籠籐ノ弓ノニギリ太ナルニ、大長刀、歩行走ニ持セテ、弓手ノ脇ニ相具タリ。(第一、本、上 p.94)

(ロ) 迎ノ者共出来タリ。……一夜又、龍夜又トテ、大ノ童ノミメヨキガ、重目結ノ直垂ニ菊閉シテ、下腹巻ニ征矢負タリ。(第二、本、上 p.305)

(ハ) (名馬「目槽毛」について) 黒槽毛ナル馬ノ七寸ニアマリタリケルガ、折ヲシリ、ケハレヲフルマヒ、事人ニハナラマサリタリケリ。(第五、本、下 p.190。「ナラマサリ」ママ)

(ニ) 「……縁ニフレテ九郎ガ有様ヲ委ク尋候シカバ、九郎ハ色白男ノ長ヒキハガ、ムカバノ殊ニ指出テ、シルカンナルガ、キト見知ルマジキ事ハ、身ヲヤツシテ尋常ナル鎧ナムドモ着ザナリ。……」(第六、本、下 p.396)

いずれも-ガの前後が男、童、馬など共通の名詞の属性規定や説明を重ねている点で属格型の特徴をもっているが、後続は準体言にはなっていない。なお、(ニ)の例にある「シルカンナルガ」は-ガ接続節と稿者は判断している。

古本説話集の例と、延慶本平家物語の例との間にも小異が生じている。古本説話集では、「～のをこの」の部分がこの人物の初出であるのに対し、延慶本平家物語では、(イ)なら、「競ハ」と個体名が先に出て、それに対する属性規定として「長七尺バカリノ男ノ」が加わってくるという違いである。延慶本平家物語の例では、「用言-ガ」の前の「名詞-ノ」の部分でも中止法的な使い方(→3. 4参照)になっている可能性がある。

(4) 石垣謙二(1944)で論証されている。

(5) 佐伯梅友(1953) P.7が参考になる。

使用テキスト一覧 ※ 引用にあたっては、表記を変更したところがある。

西大寺本金光明最勝王経古点：春日政治『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』（1969 勉誠社版、初版 1942）

成実論天長点：鈴木一男「聖語蔵御本成実論卷十一天長五年点訳文稿」（『書陵部紀要』6〈1956.3〉）

平中物語：山田巖他編『平中物語 本文と索引』（1969 洛文社）

源氏物語：小学館日本古典文学全集（旧版）

鈴鹿本今昔物語集：岩波日本古典文学大系（旧版）、および安田章編『鈴鹿本今昔物語集—影印と考証』（1997 京都大学学術出版会）

古本説話集：岩波文庫

打聞集：東辻保和『打聞集の研究と総索引（影印篇）』（1981 清文堂出版）

俊海本沙石集：古典文庫影印

宇治拾遺物語：岩波新日本古典文学大系

延慶本平家物語：北原保雄・小川栄一『延慶本平家物語』（1990 勉誠社）

引用文献一覧

石垣謙二(1944)：主格『が』助詞より接続『が』助詞へ／『助詞の歴史的研究』（1955 岩波書店）所収

佐伯梅友(1953)：接続助詞「ものの」と「が」とについて／『言語・民俗論叢』（三省堂出版）

寺田泰政(1958)：「いわゆる同格的用法」の「が」について／『国語研究』8

〔付記〕 図版は上掲東辻（1981）の影印を利用。この打聞集の用例につき、影印での掲載をご許可いただきました京都国立博物館（原本所蔵）にお礼申し上げます。